

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

(平成29年3月策定)

東京都板橋区立板橋第五小学校

東京都板橋区立板橋第五小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成29年3月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条並びに東京都いじめ防止対策推進法（平成26年東京都条例第103号）により、板橋区立板橋第五小学校の全ての児童が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの禁止（法第3条及び第4条より）

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。「いじめ」は、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

基本的な考え方

- ◇「いじめ」は、いつでも起こり得るという認識に立ち、日常的に未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には、迅速な対応を行う。
- ◇「いじめ」によって、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む。

1. 未然防止

①児童

- 児童一人一人がお互いを認め合うとともに、大切にし合う学級づくりを行う。
- 学校のきまり、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童にとって、よくわかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習意欲の向上や達成感、成就感を育てる。
- 思いやりの心や児童一人一人が掛け替えのない存在であるといった命の大切さを、道徳の授業や学級指導の時間を通して育む。
- 児童が、「いじめは、絶対に許されない」という認識をしっかりともてるよう、様々な教育活動の中で指導を行っていく。
- 見て見ないふりは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、身近な人（教師・友達・保護者）に知らせたり、やめさせたりすることの勇気や大切さを指導する。また、「知らせること」の必要性とともに、悪いことではないということも、合わせて指導する。

②教職員

- 児童一人一人が、自己肯定感や自己有用感を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を構築する。
- 児童がその自己実現が図れるよう、児童個々が生きる授業を行う。
- 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- 「いじめは、絶対に許されない」という姿勢や考えを教職員がもっていることを、様々な教育活動を通して、児童に示す。
- 児童一人一人をよく見つけ、その変化を見逃さないよう、教職員自身が鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童や保護者からの情報収集に努め、親身になって聞く姿勢を大事にする。
- 「いじめの構造」や「いじめ問題への対処」等の理解を深める。また、教職員自ら「人権感覚」を磨き、自己の言動や行動を振り返るようにする。
- 一人で抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

③学校

- 全教育活動を通じて、「いじめは、絶対に許されない」という土壌を作っていく。
- 「いじめに関するアンケート」を定期的実施し、調査結果から、児童の様子の変化を教職員全体で共有する。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について、教職員の理解と実践力を高める。
- 校長は、「いじめ」に関する講話を児童朝会で行い、学校として、「いじめは、絶対に許されない」ということと「いじめ」に気が付いたときには、担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを、児童にはっきりと伝える。
- 「いじめ問題」に関することを、代表委員会での取り組みとして取り上げる。
- 児童が、「いつでも」「誰にでも」相談できる体制づくりを整える。

④保護者・地域

- 児童が発する変化のサインに気が付いたり、感じたりしたら、学校に早急に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが重要であることを、学校だより、道徳授業公開講座、学校運営連絡協議会等で伝え、理解と協力を得られるように努める。

3. 早期対応

①事実関係の把握

- 教職員が気が付いた、あるいは、児童や保護者から連絡・相談があった「いじめ」について、事実関係を早急に把握する。その際、被害者・加害者の二者関係だけでなく、いじめを知らせてきた児童の安全確保等、構造的にとらえ、全体的に掌握する。
- 事実関係を把握する際には、「いじめ対策委員会」を中心に、学校として組織的な体制のもとに行う。
- 「いじめ問題」が解決後においても、関係した児童を見守り続ける。

②聞き取りの重要性

- いじめた児童に対して、「いじめは絶対に許さない」という毅然たる態度で臨み、まずいじめていることを、すぐにやめさせる。
- 「いじめること」が、どれだけ相手を傷つけ、苦しめていることになっているかを気付かせ、自身がしてきた行為を振り返らせるとともに、当該児童の心の安定を図ることに努める。

4. 校内体制

①組織

- 特別委員会に、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、構成員は、校長・副校長・対策委員長・教務主幹・生活指導主任・当該学年とする。なお、必要に応じて関係する教師を加える。
- 本校における「いじめ問題」に関すること、児童・保護者からの相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- 月1回の開催を原則とし、必要に応じて適宜開催する。

②運営

- 「いじめ」の発見があった場合、「学校いじめ防止等対策委員会」に当該学年を加え、事実関係の把握、関係の児童・保護者への対処等について協議し、早期対応を行う。なお、「いじめに関する情報」については、その取り扱いを十分に考慮しながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- 学校評価においては、「いじめの問題」の取り組みについて、児童・保護者からのアンケート調査及び教職員の評価を行い、次年度の取り組みの改善に生かす。

5. 関係機関との連携

- 「いじめ」の事実を確認した場合の板橋区教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、板橋区教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。
- 地域全体で、「いじめは、絶対に許されない」という認識を広めることが重要である。そこで、PTAや地域の会合等で、「いじめ問題」をはじめ、児童の心身の健全育成についての話し合いを進めるようにする。

※「重大事態」とは、いじめにより、児童の生命や心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当な期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のこと。